

17. 事業者の指定更新制度の概要等について

1. 指定の更新に係わる事務手続き等について

- (1) 管下の事業者等に対し、指定の有効期間の満了に伴い指定の更新申請の事務手続きが必要となることを注意喚起されたい。

特に指定の更新制度を含めた事後規制については、指定及び更新の欠格事由、欠格事由の対象となる役員等の範囲、欠格事由が適用される介護サービスの指定の種類、指定の有効期間等の具体的な内容等については、理解が進んでいない状況が一部見受けられる。このため、別添のとおり、事業者団体向けに事後規制に係るリーフレットを作成したのでこれを活用いただき、さらなる周知をお願いしたい。

- (2) 事務処理に当たっては、平成20年3月末で事業者の指定の有効期間が満了することに伴い、同年4月までに更新を受ける事業者が多く、都道府県等における事務量が一時的に膨大となるため、平成19年度中の早い時期から対応が必要となることから、円滑な事務処理のため下記の点に留意しつつ、適切に対応されたい。

①指定の更新に必要な添付書類の一部省略について

既に指定申請の際に提出している書類と内容に変更がない場合は、都道府県等の判断により書類の提出を一部省略することができる扱いであること。

②指定の更新申請時における確認について

指定の更新は、指定事業者の基準の遵守状況を定期的に確認するものであるため、更新時においては指定申請の受け付けた際と同様に立入検査を行うことが原則であるが、更新時まで立入検査等で状況を把握している

場合等についてはこの限りではないので、各サービス及び事業者等の個別の事例に応じて適切に対応すること。

2. 指定の更新の欠格事由に係わる情報の把握について

(1) 事業者等の指定の更新の欠格事由の対象者については、事業者のみならず、役員等も対象となり、事業者の指定取消を含めた指定の更新の欠格事由に係わる情報を把握することは、円滑な指定の更新の事務手続きを行う上で重要である。このため、昨年3月の全国介護保険担当課長ブロック会議でお示しした「介護保険事業者及び介護支援専門員管理システム」を活用いただくとともに、指定の取消処分を受けた事業者情報については、速やかに本システムに登録願いたい。

なお、本システムへの登録が個別の事情により未登録となっている自治体においては、当分の間、介護保険法に基づき指定の取消処分の公示を行った場合に、他の都道府県に周知するため、速やかに当該公示内容を振興課基準第一・二係に対してご報告願いたい。さらに、情報提供された公示内容については、当方から各都道府県を通じ、管下市町村に対して情報提供することとしているのでよろしく願います。

(2) 事業者情報を把握するに当たっては、「介護保険事業者及び介護支援専門員管理システム」の活用しつつ、管下の市町村との連携を図る必要があり、下記の点について特に留意願いたい。

- ・ 管下の市町村と連携して地域密着型サービス等に係わる事業者の情報を随時収集して情報の共有化を図っていただきたい。
- ・ 管下の市町村の地域密着型サービスに係わる事業所情報も含め、事業者の指定の取消処分を行った場合には、速やかに本システムに登録願いた

い。

- ・ 他の都道府県からの指定の取消処分に係わる情報について、本システムを通じて入手した場合には、管下の市町村にも速やかに周知願いたい。

介護保険法上の 事後規制について

- 介護サービスの質を確保するため、平成18年4月から介護保険法上の介護サービス事業に係わる事後規制のルールを改正しました。
- ルールに違反した場合、介護保険上のサービスを継続できなくなります。
- 今回、その概要をとりまとめましたので、国民の信頼の向上を図るという観点からも、内容を十分に理解いただき適切に対応していただきますようお願いいたします。

(厚生労働省老健局振興課)

1 事後規制の導入の背景

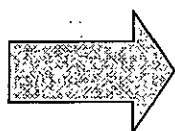
従前より「介護サービスの質を確保するため、事後規制のルールの整備が必要」という観点から以下のような指摘を受けていました。

指摘1 「指定拒否の要件が不十分」

過去に不祥事を起こした事業者で再発が見込まれる場合であっても、指定拒否が法律に明文化されておらず、指定権者である都道府県が指定を拒否することができない。

(例示)

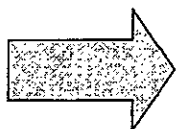
- ①A県で指定を取り消された事業者がB県で指定申請をしてきた場合
- ②過去に指定を取り消された事業者が別法人で指定申請をしてきた場合



指定等の要件の見直し

指摘2 「指定の効力に期限がない」

一旦、指定を受けたら、指定の効力に期限がないので、介護サービスの質を確保するために事業者が基準を遵守しているかを定期的に確認するような仕組みがない。



指定の更新制の導入

対策1

指定等の要件の見直し (指定の欠格事由、取消事由の追加)

指定の欠格事由に該当した場合、指定を受けることはできません。また、取消事由に該当した場合、既に受けている指定を取り消されることがあります。

特に、事業者のみならず法人役員等についても下記の要件に該当する場合は同様の取り扱いになります。

例えば、新たに介護サービスの事業所を開設しようとする法人の役員の中に過去5年以内に指定の取消の処分を受けた事業者の役員がいれば、指定の欠格事由に該当し、指定を受けることができなくなります。

① 対象者を追加

・申請者（事業者）

追加

・申請者（事業者）

・法人役員
・管理者 等

② 要件を追加

・人員基準欠如
・設備、運営基準違反

追加

・人員基準欠如
・設備、運営基準違反

・禁錮以上の刑を受けて、その執行を終わるまでの者であるとき
・介護保険法その他保健医療福祉に関する法律により罰金刑を受けて、その執行を終わるまでの者であるとき
・指定取消から5年を経過しない者であるとき
・5年以内に介護保険サービスに関し、不当又は著しく不正な行為をした者であるとき

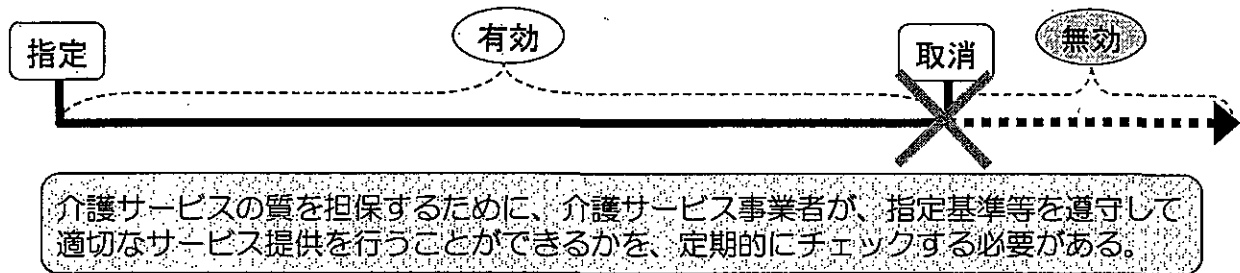
等

対策2

指定の更新制の導入

- 指定の効力に有効期間（6年）が設けられました。
- 基準に従って適切な事業の運営がされない場合や、過去に同一のサービスで指定の取消処分を受けた場合には、指定の更新が受けられないことがあります。
- 更新の欠格事由は、指定の欠格事由と同様です。

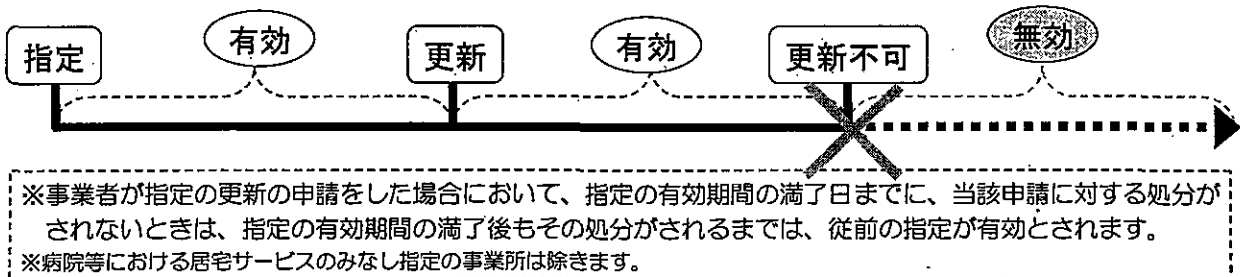
改正前 一度、指定を受けたら、指定取消されるまで指定は有効



改正後

指定の更新制の導入

一定期間（6年）毎に、指定の更新を受けなければ、指定の効力を失います



特に留意していただきたい点は、事業者（申請者）のみならず法人役員等についても指定の更新の欠格事由に該当する場合は指定の更新が受けられなくなる点です。

例えば、指定居宅サービス事業所を運営する法人の役員の中に過去5年以内に指定の取消の処分を受けた事業者の役員がいる場合、指定の更新の欠格事由に該当し、指定の更新を受けられず、介護保険上の指定居宅サービス事業の存続ができなくなります。

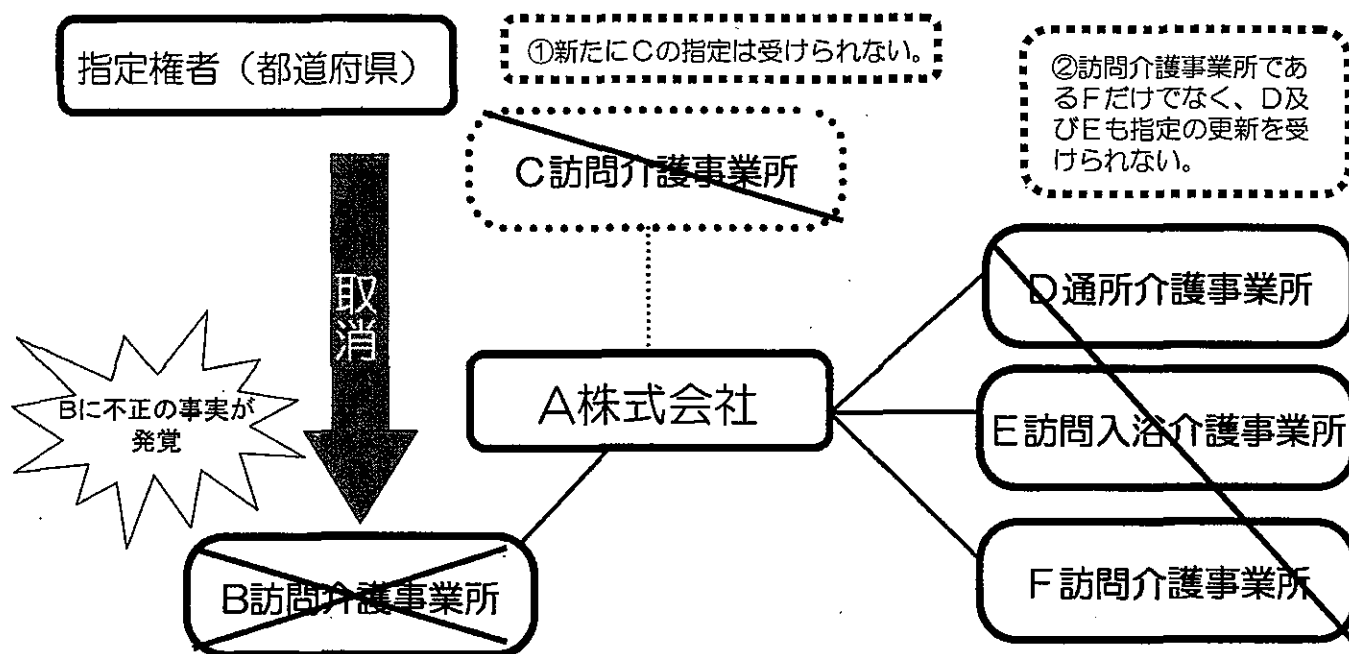
2 事後規制が適用される代表例について

- ① 介護サービス事業所を経営する法人が指定の取消処分を受けた場合、指定の欠格事由に該当するので、当該法人は、新たに指定を受けることができません。
- ② 上記の法人が複数の介護サービス事業所を経営する場合、指定の更新の欠格事由にも該当するので、傘下の介護サービス事業所が連座して指定の更新を受けることができなくなります。
- ※ ①、②の際に適用される指定等の欠格事由は、原則として、同じ指定の類型（次ページ参照）の事業者が対象となります。

（具体例）

A株式会社が経営するB訪問介護事業所に不正の事実が発覚し、立入検査の結果、指定の取消処分を受けた場合、A株式会社は「指定取消から5年を経過しない者であるとき」という指定の欠格事由に該当するため、A株式会社は新たにC訪問介護事業所の指定を受けることができない。また、同様に、「指定取消から5年を経過しない者であるとき」という指定の更新の欠格事由にも該当するため、A株式会社が経営する同一の指定の類型であるD通所介護事業所、E訪問入浴介護事業所及びF訪問介護事業所もB訪問介護事業所の指定の取消処分から5年以内に指定の有効期間の満了を迎える場合、指定の更新を受けられず、事業の継続ができなくなる。

（イメージ図）



3 介護サービスの指定の類型について

下記の介護サービスの指定・許可の類型（◎印）ごとに指定・更新・取消等の規定が適用されます。

◎指定居宅サービス

【訪問サービス】

- 訪問介護 ○訪問入浴介護
- 訪問看護 ○訪問リハビリテーション
- 居宅療養管理指導

【通所サービス】

- 通所介護 ○通所リハビリテーション

【短期入所サービス等】

- 短期入所生活介護 ○短期入所療養介護
- 特定施設入居者生活介護
- 福祉用具貸与 ○特定福祉用具販売

◎指定介護予防サービス

【訪問サービス】

- 介護予防訪問介護 ○介護予防訪問入浴介護
- 介護予防訪問看護 ○介護予防訪問リハビリテーション
- 介護予防居宅療養管理指導

【通所サービス】

- 介護予防通所介護 ○介護予防通所リハビリテーション

【短期入所サービス等】

- 介護予防短期入所生活介護
- 介護予防短期入所療養介護
- 介護予防特定施設入居者生活介護
- 介護予防福祉用具貸与
- 介護予防特定福祉用具販売

◎指定地域密着型サービス

- 夜間対応型訪問介護
- 認知症対応型通所介護
- 小規模多機能型居宅介護
- 認知症対応型共同生活介護
- 地域密着型特定施設入居者生活介護
- 地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護

◎指定地域密着型介護予防サービス

- 介護予防認知症対応型通所介護
- 介護予防小規模多機能型居宅介護
- 介護予防認知症対応型共同生活介護

◎指定居宅介護支援

◎指定介護予防支援

◎指定介護老人福祉施設

◎介護老人保健施設

◎指定介護療養型医療施設

(参考)

介護保険上の事後規制についてのQ&A

1. 指定等の際に審査される事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
2. 役員等の範囲について・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
3. 欠格事由に該当する役員等がいる場合・・・・・・・・・・3
4. 欠格事由である犯罪履歴について・・・・・・・・・・4
5. 欠格事由である不正又は著しく不当な行為について・・・・・・・・5
6. 指定の取消処分による指定の更新への影響①・・・・・・・・6
7. 指定の取消処分による指定の更新への影響②・・・・・・・・8
8. 指定の取消処分による指定の更新への影響③→社会福祉法人の場合・・・・10
9. 指定の取消処分による指定の更新への影響④→医療法人の場合・・・・12
10. 指定の取消処分による指定の更新への影響⑤→地域密着型サービスの場合・14
11. みなし指定の事業者の効力について・・・・・・・・・・18
12. 指定・更新の欠格事由に該当する行政処分について・・・・・・・・18

介護保険法上の事後規制についてのQ&A

1（指定等の際に審査される事項）

指定や更新の申請に際し、指定や更新が受けられない事由が追加されたそうですが、どのような点が追加されたのでしょうか。

（答）

従前は、事業者が事業の指定の基準を満たし、適正な事業運営が可能かどうかを審査しておりましたが、介護サービスの質を確保するという観点から不正の再発の防止のため、指定等の要件の見直しを行いました。具体的には、指定等の欠格事由の対象者に法人役員等を追加し、また、下記の要件を追加しました。

- ・ 禁錮以上の刑を受けて、その執行を終わるまでの者
- ・ 介護保険法その他保健医療福祉に関する法律により罰金刑を受けて、その執行を終わるまでの者
- ・ 指定取消から5年を経過しない者
- ・ 指定取消処分の通知日から処分の日等までの間に事業廃止の届出を行い、その届出日から5年を経過しない者
- ・ 5年以内に介護保険サービスに関し、不当又は著しく不正な行為をした者

指定や更新の際に、これらに該当する者がいる場合は、新たな指定は受けられず、また、更新がされないため、指定の有効期間の満了とともに介護保険上の介護サービス事業を存続できなくなります。

2 (役員等の範囲について)

事業者だけでなく、役員等が指定・更新の欠格事由に該当する場合にも指定・更新を受けられないとのことですが、「役員等」の具体的な範囲はどこまででしょうか。例えば、訪問介護事業所における管理者及びサービス提供責任者は「役員等」に含まれるのでしょうか。

(答)

介護サービス事業者の指定等における欠格事由・取消事由（指定取消から5年を経過しない者であるとき等）にある「役員等」の範囲については、次のとおりです。

「役員等」の範囲

① 法人でない病院等の場合は、医療法及び薬事法で規定されている管理者

② 法人である場合は、

A. 役員

イ 業務を執行する社員・取締役・執行役又はこれらに準ずる者

※「これらに準ずる者」とは具体的には

- ・ 合名会社、合資会社、合同会社では会社法で規定される社員
- ・ 株式会社では会社法で規定される取締役等
- ・ 社会福祉法人→ 社会福祉法で規定される役員
- ・ 医療法人→ 医療法に規定される役員 など

ロ 相談役、顧問等の名称を有するかどうかは問わず、イに掲げる

者と同等以上の支配力を法人に対し有するものと認められる者

※相談役、顧問等といった実質上法人の経営に支配力を有する者が想定されますが、法人の経営に対しどの程度支配力を有しているかは、都道府県等において個別の事例に応じて適切に判断することになります。

B. その事業所を管理する者その他の政令で定める使用人

- ・ 事業所の管理者（基準省令等で規定される管理者と同じ）

従って、訪問介護事業所の管理者は、「役員等」の範囲に含まれますが、原則として、サービス提供責任者は含まれません。

3 (欠格事由に該当する役員等がいる場合)

法人役員の1人が指定等の欠格事由に該当しても、法人として欠格事由に該当しなければ、指定や更新を受けられるのでしょうか。

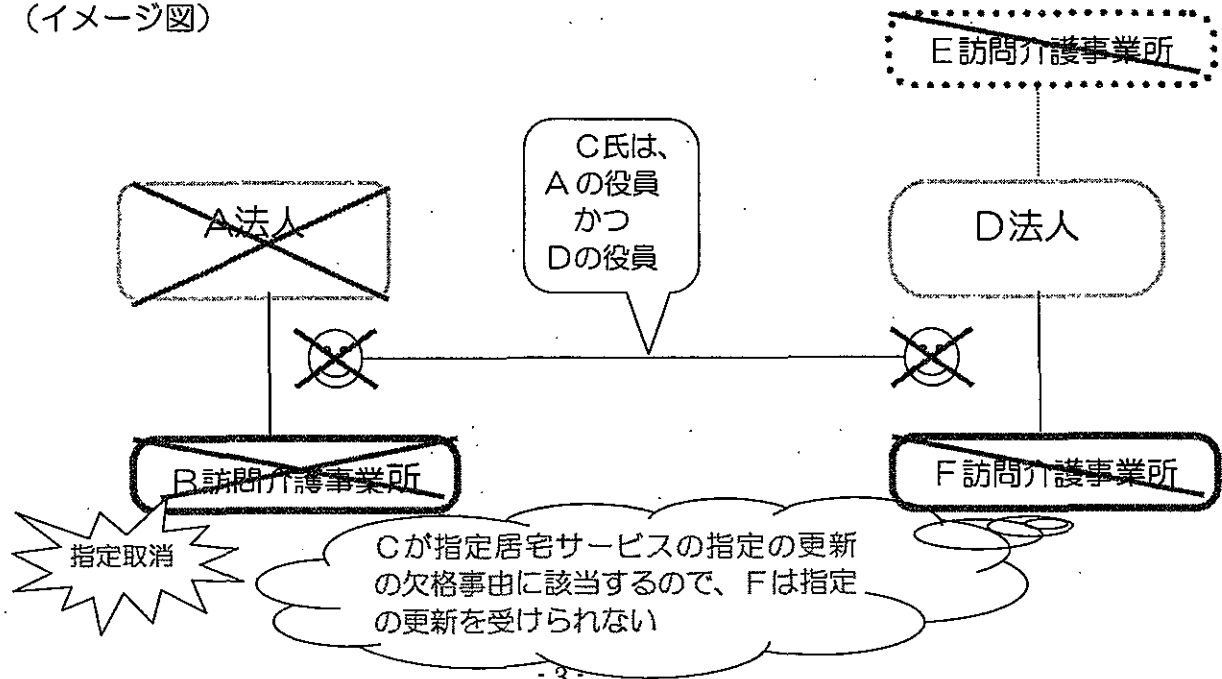
例えば、指定の取消処分を受けたB訪問介護事業所を経営していたA法人の役員であったC氏が、D法人の役員でもある場合、D法人は新たにE訪問介護事業所の指定を受けられるのでしょうか。また、D法人が経営しているF訪問介護事業所は指定の更新を受けられるのでしょうか。

(答)

B訪問介護事業所が指定の取消処分を受けた場合、A法人だけでなく、その役員であるC氏も指定の欠格事由である「指定取消から5年を経過しない役員等」に該当します。そのため、C氏が別のD法人の役員でもある場合、D法人は新たにE訪問介護事業所の指定を受けることはできません。

また、D法人の傘下であるF訪問介護事業所においても、例え不正の事実がなくても、B訪問介護事業所の指定の取消処分から5年以内に指定の有効期間の満了を迎える場合、同様にC氏が「指定取消から5年を経過しない役員等」という指定の更新の欠格事由に該当し、指定の更新を受けられませんので、指定の効力を失うこととなります。

(イメージ図)



4 (欠格事由である犯罪履歴について)

指定・更新の欠格事由である「介護保険法その他保健医療福祉に関する法律により罰金刑を受けて、その執行を終わるまでの者」における「その他保健医療福祉に関する法律」とは、何を指すのでしょうか。

例えば、訪問介護事業所を経営する会社の役員が交通違反で罰金処分を受けた場合は、当該訪問介護事業所は指定の更新を受けられるのでしょうか？

(答)

下記の24の法律を指します。したがって、交通違反による罰金処分は、指定の更新の欠格事由となりません。なお、禁錮以上の刑については、法律の種類を問わず、欠格事由となります。

健康保険法・児童福祉法・栄養士法・医師法・歯科医師法・保健師助産師看護師法・歯科衛生士法・医療法・身体障害者福祉法・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律・社会福祉法・知的障害者福祉法・薬事法・薬剤師法・老人福祉法・理学療法士及び作業療法士法・老人保健法・社会福祉士及び介護福祉士法・義肢装具士法・精神保健福祉士法・言語聴覚士法・発達障害者支援法・障害者自立支援法・高齢者虐待の防止、高齢者の擁護者に対する支援等に関する法律